

第八章 登録危険作業講習実施機関

(危険作業講習の登録)

第九十二条 第二十八條第二項の登録は、登録危険作業講習を行うおととする者の申請により行つて、

第九十二条 第二十八條第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が登録危険作業講習の実施に関する事務(以下「登録危険作業講習事務」といふ)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようとする者が行う別表第三の上欄に掲げる講習の区分

四 登録を受けようとする者が登録危険作業講習事務を開始する日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 別表第三の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 講師の氏名及び経歴を記載した書類

五 講師が、別表第三に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

(登録の要件等)

第九十三条 国土交通大臣は、前条の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第二の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習を行うものであること。

二 別表第三の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

三 別表第三の中欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事するものであること。

2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしなければならない。

- 一 船員法第八十一条(船内作業による危害の防止に係る場合に限る。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第九十四条において準用する第八十八條の規定により第二十八條第二項の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録危険作業講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第二十八條第二項の登録は、登録危険作業講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録危険作業講習を行う者(以下「登録危険作業講習実施機関」といふ)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録危険作業講習実施機関が登録危険作業講習事務を行う事務所の所在地
- 四 登録危険作業講習実施機関が登録危険作業講習事務を開始する日

(登録の更新)

第九十四条 第二十八條第二項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習の実施に係る義務)

第九十五条 登録危険作業講習実施機関は、公正に、かつ、第九十三条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録危険作業講習事務を行わなければならない。

一 講習は、講義及び実習により行われるものであること。

二 講習は、次の表の上欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる時間以上行つて、

危険作業講習		講習科目	時間数
一 フォークリフトの運転に関する講習	一	フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法	四時間
	二	フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法	四時間
	三	フォークリフトの運転に必要な力学	四時間
	四	船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	一時間
	五	フォークリフトの走行の操作	二十時間
	六	フォークリフトの荷役の操作	四時間
二 ボイラーの取扱いに関する講習	一	ボイラーの構造	二時間
	二	ボイラーの取扱い	四時間
	三	点火及び燃焼	三時間
	四	点検及び異常時処置	四時間
	五	船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	一時間
三 クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置(以下「クレーン等」といふ)による玉掛け作業講習	一	クレーン等について	一時間
	二	クレーン等の玉掛けに必要な力学	三時間
	三	船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令	一時間
四 クレーン等の玉掛けの方法	一	クレーン等の玉掛けの方法	七時間
	二	クレーン等の玉掛け	六時間
六 クレーン等の運転のための合	一	クレーン等の運転のための合	一時間